

平成31年度税制改正要望結果 (参考資料)

平成30年12月
内閣府

目次

< 内閣府が主管の項目 >

【子ども・子育て支援の推進】

1. 子ども・子育て支援における制度の見直しに伴う税制上の所要の措置 …………… 1ページ
2. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 …………… 2ページ
3. 企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の
課税標準の特例措置の延長 …………… 3ページ

【地域経済活性化等支援政策の推進】

4. 地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長 …………… 4ページ

【地方創生の推進】

- 5. 特区における清酒の製造免許に係る特例措置 5ページ
- 6. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の運用改善 6ページ
- 7. 国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長 7ページ

【沖縄政策の推進】

- 8. 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例 8ページ
- 9. 沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例 10ページ
- 10. 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例 12ページ
- 11. 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例 14ページ
- 12. 沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例 16ページ
- 13. 沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例 19ページ
- 14. 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置 20ページ

子ども・子育て支援における制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、個人住民税等) (文部科学省と厚生労働省と共同要望)

1. 要望の背景

- 「経済財政運営と改革の基本方針(平成30年6月15日閣議決定)」において、3歳から5歳まで(0歳から2歳については住民税非課税世帯が対象)の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化することとされている。

経済財政運営と改革の基本方針(平成30年6月15日閣議決定)(抄)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

1. 人づくり革命の実現と拡大

(1) 人材への投資

幼児教育の無償化

(前略)「新しい経済政策パッケージ」での3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化措置(子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、同制度における利用者負担額を上限)に加え、幼稚園、保育所、認定こども園以外(以下「認可外保育施設」という。)の無償化措置の対象範囲等について、以下のとおりとする。

(認可外保育施設の無償化の対象者・対象サービス)

対象者は、今般の認可外保育施設に対する無償化措置が、待機児童問題により認可保育所に入ることができない子供に対する代替的な措置であることを踏まえ、認可保育所への入所要件と同一とする。すなわち、保育の必要性があると認定された子供であって、認可保育所や認定こども園を利用できていない者とする。

対象となるサービスは、以下のとおりとする。

・ 幼稚園の預かり保育

・ 一般的にいう認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター及び認可外の事業所内保育等のうち、指導監督の基準を満たすもの。ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける。

- 現行上、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子どもの保護者に支給される子どものための教育・保育給付は全て非課税となっており、上記の幼児教育の無償化を進めるに当たり法改正を行う場合、併せて税制上の所要の措置を講ずる必要がある。

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(抄)

(受給権の保護)

第十七条 子どものための教育・保育給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(租税その他の公課の禁止)

第十八条 租税その他の公課は、子どものための教育・保育給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2. 要望結果

幼児教育を無償化するための保護者に対する支援について、法改正を前提に、税制上の所要の措置(非課税措置及び差押禁止措置等)を講ずる。

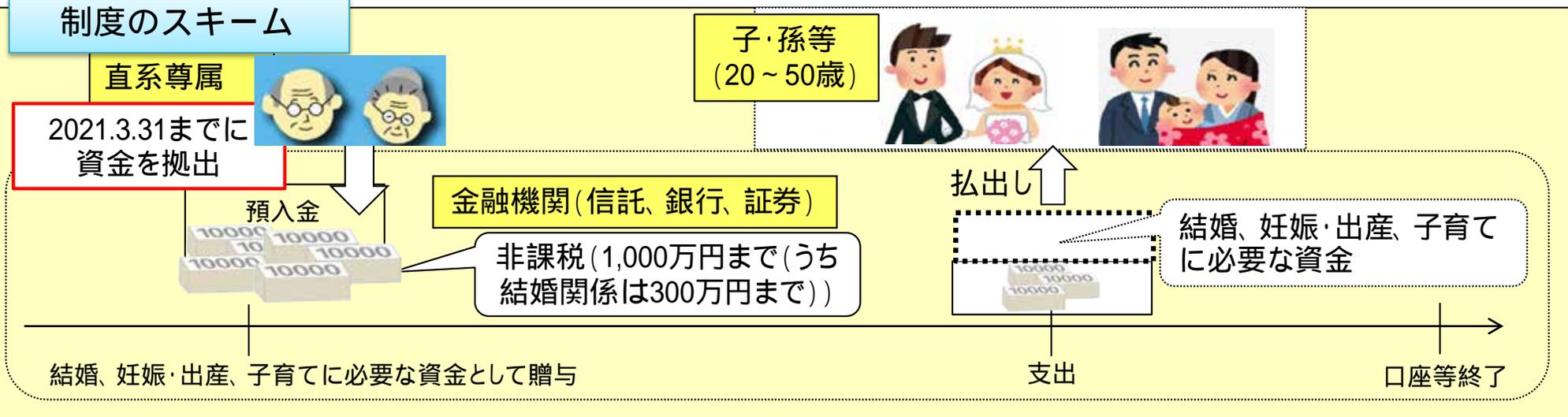
結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概要

制度の概要

直系尊属（贈与者）が、子・孫等（受贈者）名義の金融機関の口座等に、結婚、妊娠・出産、子育てに必要な資金を拠出する際、この資金について、受贈者ごとに一定額を非課税とする。

2019年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権については、信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、本制度の適用を受けることができない。

制度のスキーム



資金使途

- 【結婚関係】・ 婚礼に係る費用 ・ 家賃等に係る費用 ・ 引越しに係る費用
- 【妊娠・出産、子育て関係】・ 不妊治療に係る費用 ・ 妊娠に係る費用 ・ 出産に係る費用
- ・ 産後ケアに係る費用 ・ 子の医療費に係る費用 ・ 子の育児に係る費用

残高の課税

期間中に贈与者が死亡した場合には、残高を贈与者の相続財産に加算。
受贈者が50歳到達時に終了。残高は贈与税課税。

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長

(固定資産税 都市計画税 事業所税)

1. 要望の背景

- 平成29年度税制改正においては、「待機児童解消加速化プラン」による平成29年度末までの保育の受け皿の整備目標を40万人から50万人に拡大したことを背景として、企業主導型保育事業の活用の促進を図るため、固定資産税等の課税標準の特例措置が講じられた。
- さらに「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、平成29年6月に公表した「子育て安心プラン」を前倒しし、企業主導型保育事業の更なる活用を含め、平成32年度までに約32万人分の受け皿を整備することとしている。
- そこで、引き続き企業主導型保育事業の活用を促進するため、本税制措置を延長する必要がある。

2. 要望結果

- 上述のとおり、平成32年度までに約32万人分の受け皿を整備することとしているため、本税制措置の適用期間を「子育て安心プラン」の目標期間である平成32年度末までと合わせ、2年間延長する。

< 現行の特例措置の内容 >

	課税標準の特例
固定資産税	課税標準が 価格の2分の1を参酌して、 3分の1～3分の2の範囲内で 市町村の条例で定める割合 助成を受けた後、5年間の時限措置
都市計画税	課税標準が 価格の2分の1を参酌して、 3分の1～3分の2の範囲内で 市町村の条例で定める割合 助成を受けた後、5年間の時限措置
事業所税	課税標準が 価格の4分の1

< 要望結果 >

現行の特例措置においては、対象事業者等を

- 平成29年4月1日～平成31年3月31日(平成29～30年度)に
企業主導型保育事業の助成を受けた事業者等

としているところ、

- 平成29年4月1日～**平成33年3月31日**(平成29～32年度)に
企業主導型保育事業の助成を受けた事業者等

とする。

地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長

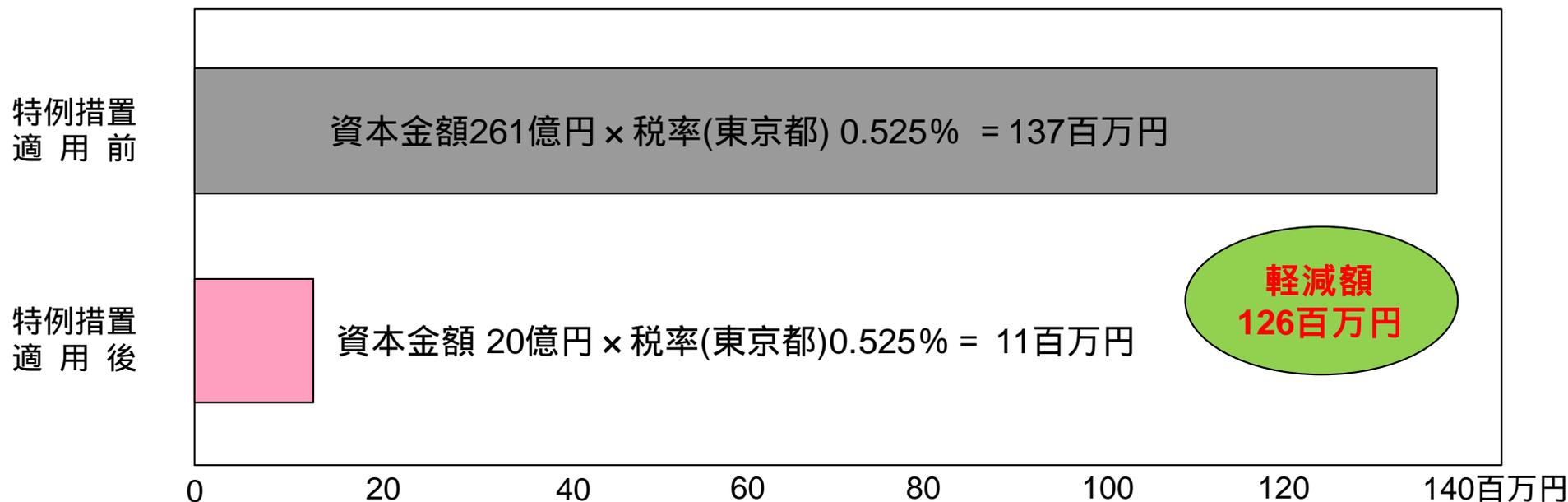
【現状及び問題点】

地域経済活性化支援機構については、業務を遂行するために十分な財務基盤を有していることが必要であることから、法人事業税の資本割の課税標準となる「資本金等の額」を、銀行法上の最低資本金の額(20億円)とする特例が措置されている。

〈平成31年3月末までの時限措置〉

【要望結果】

平成30年5月の機構法改正により、機構の業務完了期限が平成38年3月末まで延長されたことを踏まえ、当該特例措置についても5年延長する



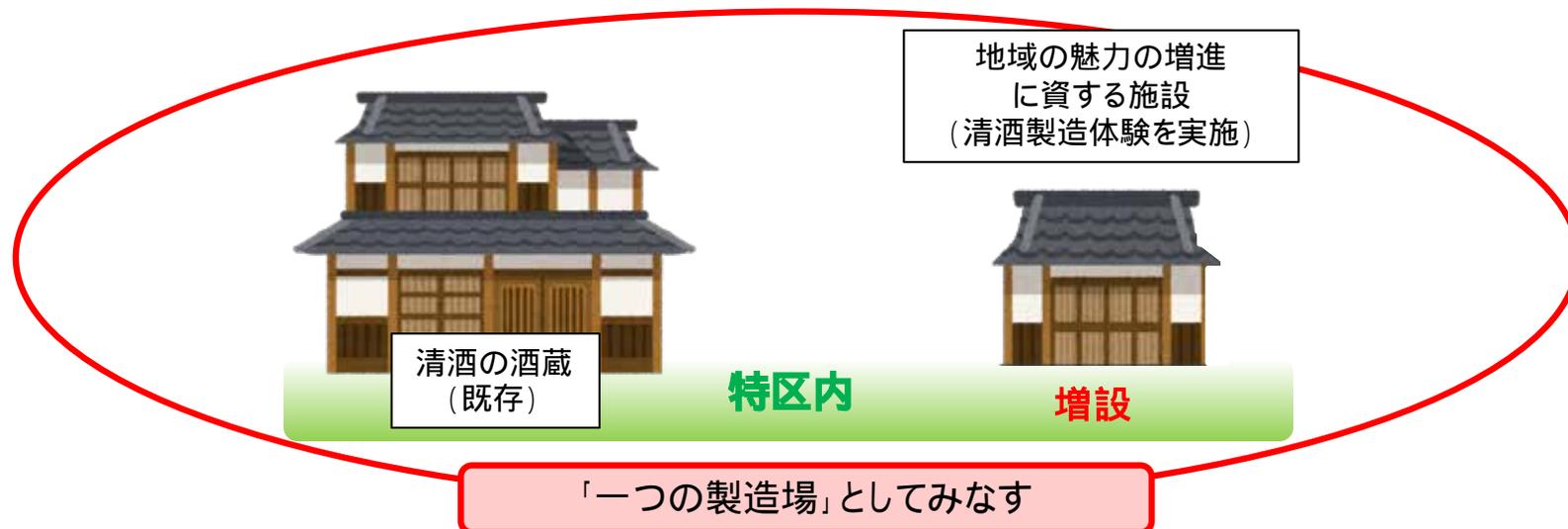
特区における清酒の製造体験のための酒税法の特例措置

清酒の製造免許を保有する者が、地域の活性化を図ることを目的として、構造改革特別区域内において清酒の製造体験を実施しようとする場合における酒税法の特例措置を講ずる。

清酒は地域の経済や文化の発展の一端を担っていることから、清酒の製造体験の実施を通じて地域のブランド価値の更なる増進、人の交流・賑わいの確保による地域活性化を進める。

制度概要

構造改革特別区域法の改正を前提に、清酒の製造免許を受けている者が、地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、当該施設内に設ける一定の製造場を既存の製造場と一の製造場とみなす措置を講ずる。



地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の運用改善

企業版ふるさと納税の一層の活用促進を図るため、企業や地方公共団体からの意見等を踏まえ、徹底した運用改善を実施する。

地方創生関係交付金と併用する地方公共団体へのインセンティブ付与

- ・ 地方創生関係交付金の対象事業に企業版ふるさと納税を活用した寄附を充当することを可能とする。
- ・ 地方創生推進交付金の対象事業に一定以上の寄附を充当する場合には、事業期間の延長を認める。

基金への積立要件の緩和

- ・ 一定の要件を満たす場合には、各年度における寄附額上限（積立額の5割）を撤廃する。

寄附払込時期の弾力化

- ・ 寄附額が事業費を上回らないことが確実に見込まれる場合には、事業費確定前の寄附の受領を認める。

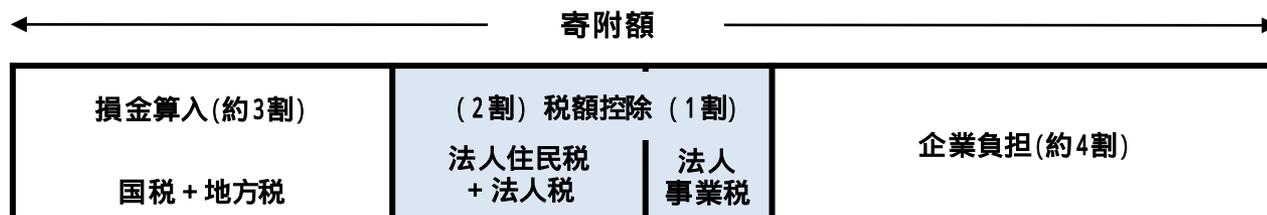
地域再生計画の認定に係る事務手続の簡素化

- ・ 記載事項の削減、審査事項の明確化及び回答時期の明示等、事務手続の簡素化・迅速化を図る。

その他の運用改善

- ・ 申請時における寄附企業確保の要件の廃止、経済的利益の供与に当たらない具体例の明確化、地域再生計画の作成支援等を行う。

【現行制度】



〔本税制の適用期限は
平成31年度まで〕

国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置

延長 (国税 - 法人税・所得税・登録免許税、地方税 - 固定資産税・都市計画税・不動産取得税)

現行の国家戦略特区制度において認められている、国土交通大臣の認定に代えて国家戦略特区内で区域計画の総理認定(都市再生法のワンストップ特例)があった場合に適用できる国土交通省所管の都市再生促進税制と同様の特例措置について、見直した上で、適用期限を2年間延長する。(平成26年度創設)

制度概要(改正後)

(*)国土交通大臣の認定を受けて、都市開発事業を行う民間事業者

認定事業者(*)が土地取得

認定事業者(*)が建築物を建設

特定 都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置 … 都市再生緊急整備地域のうち、国際競争力の強化を図るべき地域において適用

(地方税)

・不動産取得税(1)
課税標準控除(1/2控除)

(青地は都市再生緊急整備地域と比較し、深掘りとなっている部分)

(国税)

・法人税、所得税
割増償却(5年間50%) 延べ面積5万㎡以上

・登録免許税(*) <本則4/1000>
軽減税率(1.5/1000:H23年度認定)
(2.0/1000:H24年度以降認定)

(*)大規模な建築物については、認定から「3年以内」の建築要件が「5年以内」となる

(地方税)

・不動産取得税(1)
課税標準控除(1/2控除)

・固定資産税、都市計画税(2)
課税標準控除(5年間1/2控除)

都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置 … 緊急かつ重点的に拠点整備をすべき地域において適用

(地方税)

・不動産取得税(1)
課税標準控除(1/5控除)

(赤字は改正で見直された部分)

(国税)

・法人税、所得税
割増償却(5年間30% **25%**) 延べ面積7万5千㎡以上

・登録免許税 <本則4/1000>
軽減税率(3.5/1000) 延べ面積7万5千㎡以上

(地方税)

・不動産取得税(1)
課税標準控除(1/5控除)

・固定資産税、都市計画税(2)
課税標準控除(5年間2/5控除)

1 参酌基準を1/2(1/5)とし、2/5(1/10)以上3/5(3/10)以下の範囲内で、都道府県の条例で定める割合を控除

2 参酌基準を1/2(2/5)とし、2/5(3/10)以上3/5(1/2)以下の範囲内で、市町村の条例で定める割合を控除 (太字は特定都市再生緊急整備地域の部分)

観光・リゾート産業の振興 ~ 観光地形成促進地域 ~

沖縄の観光環境

- 豊かな自然環境、特色ある島々、独自の歴史・文化、沖縄らしい風景等が醸し出す癒しの雰囲気
- 首里城跡等の文化遺産、空手、組踊等の文化資源、各種スポーツキャンプの実施
- LCCの就航、新石垣空港開港(H25.3)、那覇港大型旅客船ターミナル供用開始(H26.4)
那覇空港滑走路増設事業(H31年度末供用開始予定)

【参考】

- ・入域観光客数の拡大(553万人(H23年度)→958万人(H29年度))
- ・外国客数の拡大(30万1千人(H23年度)→269万人(H29年度))
- ・クルーズ船寄港回数が増大(100回(H22)→515回(H29))



目指す姿

世界に誇れる「沖縄観光ブランド」を確立し、世界的にも広く認知され、評価される観光リゾート地の形成

観光地形成促進地域

投資税額控除

- ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が1,000万円超の場合、一定割合(機械・装置の取得価額の15%、建物・附属装置・構築物の取得価額の8%)を法人税額から控除
- ・取得価額限度額は合計20億円 / 事業年度、控除限度額は法人税額の20% / 事業年度
- ・4年まで繰越し可能

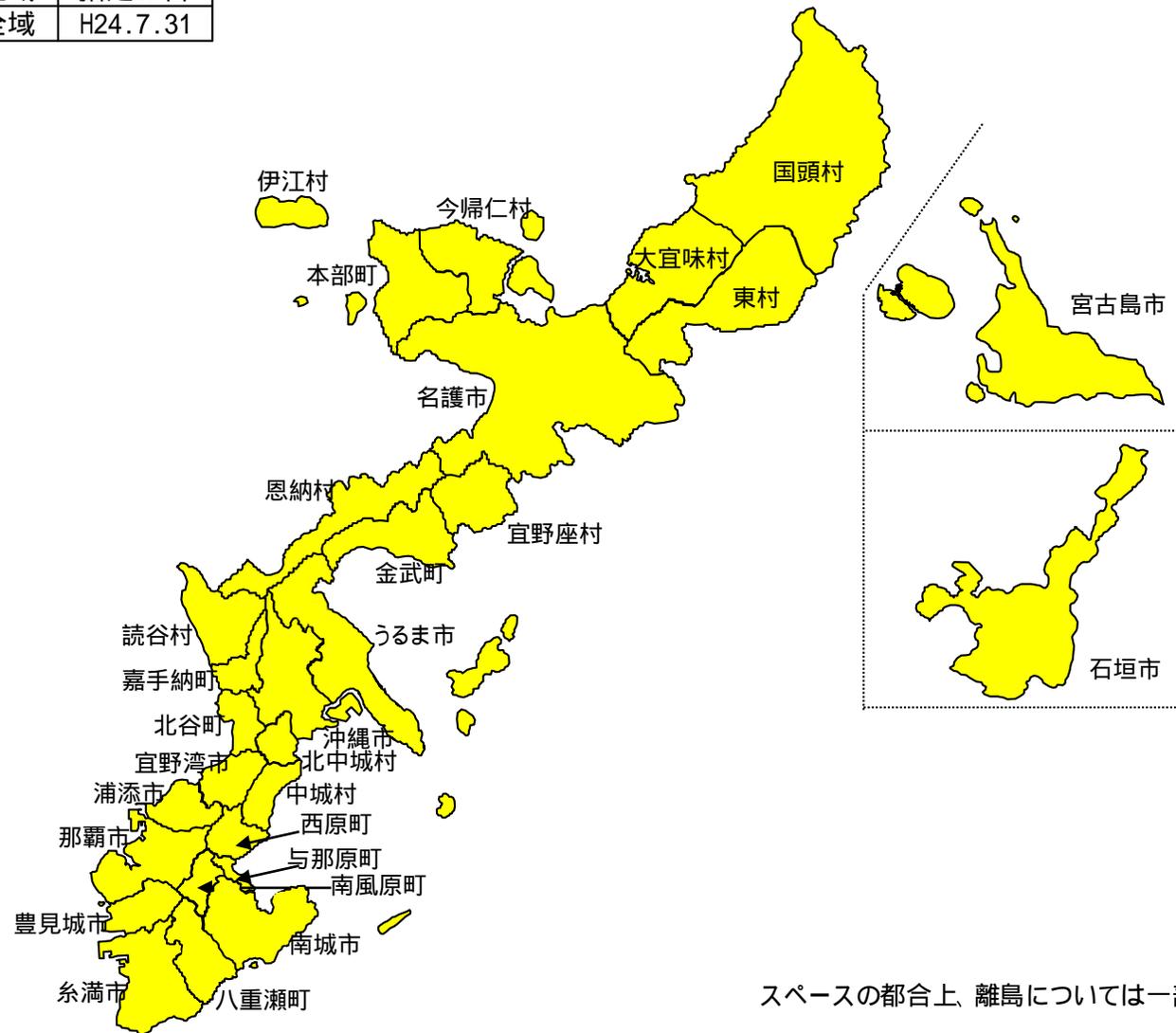
対象施設(各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定)

スポーツ・リクリエーション施設、教養文化施設、休養施設(宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む)、集会施設(宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む)、政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設

事業所税軽減の他、投資税額控除の自動連動により法人住民税軽減

観光地形成促進地域の区域

地域	対象区域	指定の日
観光地形成促進地域	県内全域	H24.7.31



スペースの都合上、離島については一部のみ掲載。

情報通信産業の振興 ~ 情報通信特区・地域 ~

沖縄のIT環境

○ バックアップセンターとしての特性あり

本土、アジアの主要都市に近く、地域IXの利用が可能。また、本土の電力系統から独立した電源系統と高い電力供給予備率を有し、広域災害を視野に入れた場合、本土の主要都市と同時被災の可能性は極めて低い。

○ IT系企業の進出 県外からの特区地域内誘致企業数:41社→453社、雇用者数:4,186人→29,376人(H13年度→H29年度)

○ IT系人材育成のための研修制度(研修施設も整備)

目指す姿

アジアにおける国際情報通信拠点「ITブリッジ」として我が国とアジアの架け橋となり、国内外からの企業立地促進、県内立地企業の高度化・多様化、人材の育成・確保



情報通信特区・地域

所得控除制度(40%控除) < 特区: 、 は選択制、地域: 、 のみ >

- 【条件】(1)特区内に本店又は主たる事務所を有する企業
 (2)H24.5.24以後に特区内で設立され、10年以内の企業
 (3)特区内で専ら特定事業を営むこと
 (4)常時使用従業員が5人以上であること
 (5)特区外事業所では、一定の業務以外の業務を行わず、従業員数が常時使用従業員数の20%又は3人以下のいずれが多い数であること
 県知事が対象法人を認定

投資税額控除(機械装置・器具備品15%、建物等8%)

地域内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置・器具備品:100万円超

(建物等は1,000万円超)

その他、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除等
 各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。

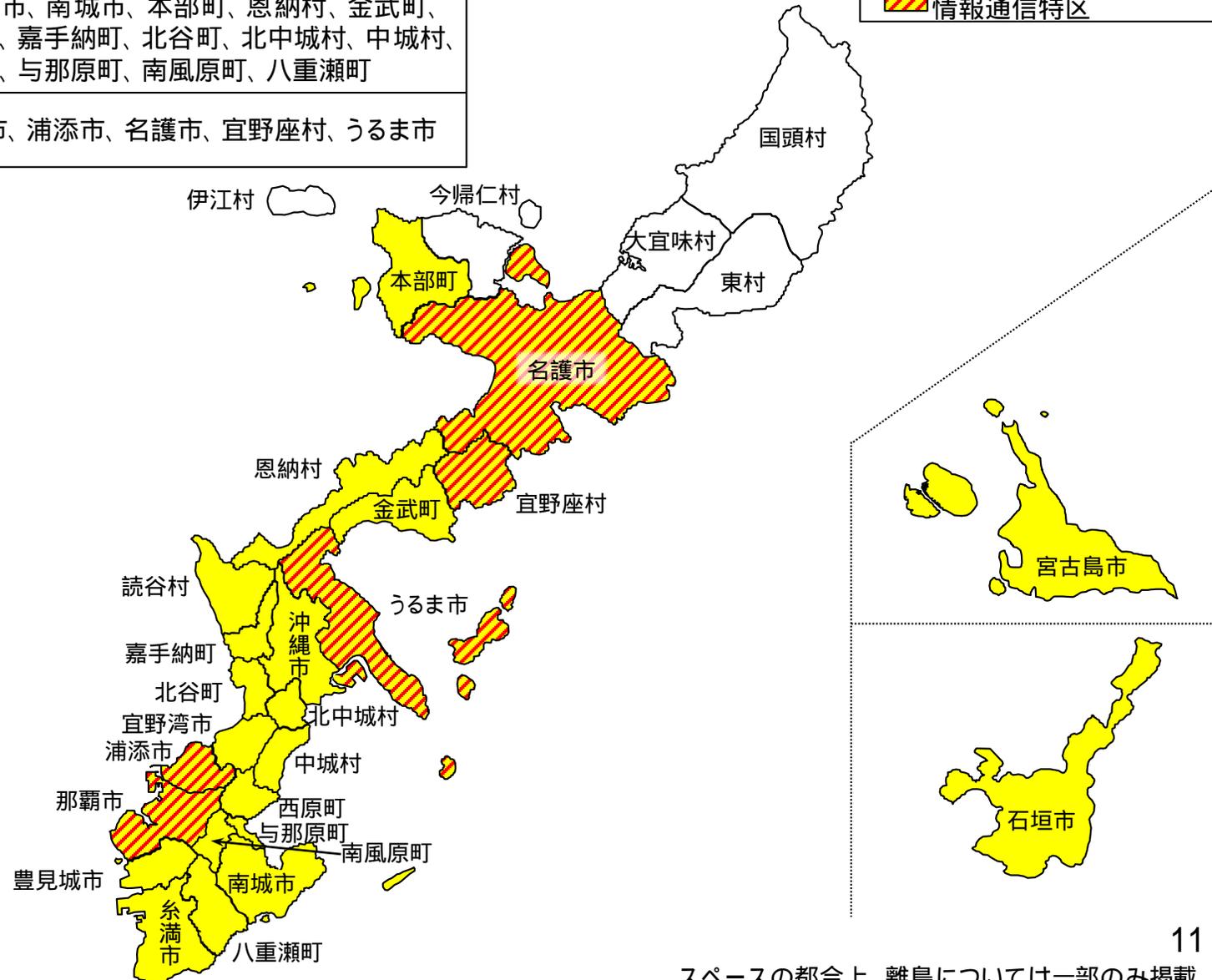
対象事業

情報通信産業特区	情報通信産業振興地域
所得控除	投資税額控除
データセンター(iDC)、インターネット・イクスチェンジ(IX)、インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)、バックアップセンター、セキュリティデータセンター、情報通信機器相互接続検証事業 (以上、特定情報通信事業という。)	情報記録物の製造業、電気通信業、映画・ビデオ制作業、放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、小売業・製造業等のコールセンター、クラウド(インターネット付随サービス業)、ビジネス・プロセス・アウトソーシング(BPO) (左記の特定情報通信事業を含む。)

情報通信産業振興地域・情報通信特区の区域

地域・特区	対象区域
情報通信産業振興地域 (24市町村)	宜野湾市、石垣市、糸満市、沖縄市、豊見城市、 宮古島市、南城市、本部町、恩納村、金武町、 読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、 西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町
情報通信特区 (3地区5市村)	那覇市、浦添市、名護市、宜野座村、うるま市

	情報通信産業振興地域
	情報通信特区



モノづくり産業の振興 ~ 産業高度化・事業革新促進地域 ~

沖縄のモノづくり環境

- 共同研究施設の活用促進とあわせて、インキュベーション施設、リサーチパークを整備
- 沖縄科学技術大学院大学(OIST)、琉球大学、沖縄高専
- 自然環境、伝統文化、スポーツ、健康・長寿等のソフトパワーが重要な産業資源

目指す姿

- ものづくり産業が沖縄県経済振興の一翼を担う移外型産業として成長
- OISTや琉大、沖縄高専等を核とした産学官連携により、生み出される研究開発成果を活用した新事業・新産業を創出し、国際的な「知的・産業クラスター」の形成
- 環境関連産業の集積、海洋資源調査・開発の支援拠点の形成

産業高度化・事業革新促進地域

投資税額控除(機械装置・器具備品15%、工場用の建物・附属設備8%)

特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価格 機械装置・器具備品:100万円超(建物等は1,000万円)

特別償却(機械装置・器具備品34%、工場用の建物・附属設備20%)

特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価格 機械装置・器具備品:100万円超(建物・附属設備は1,000万円)

< と は選択制 >

その他、事業税、不動産取得税、固定資産税、
事業所税の課税免除等

各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。

対象資産

機械装置及び器具備品(開発研究用器具備品を含む)

対象業種

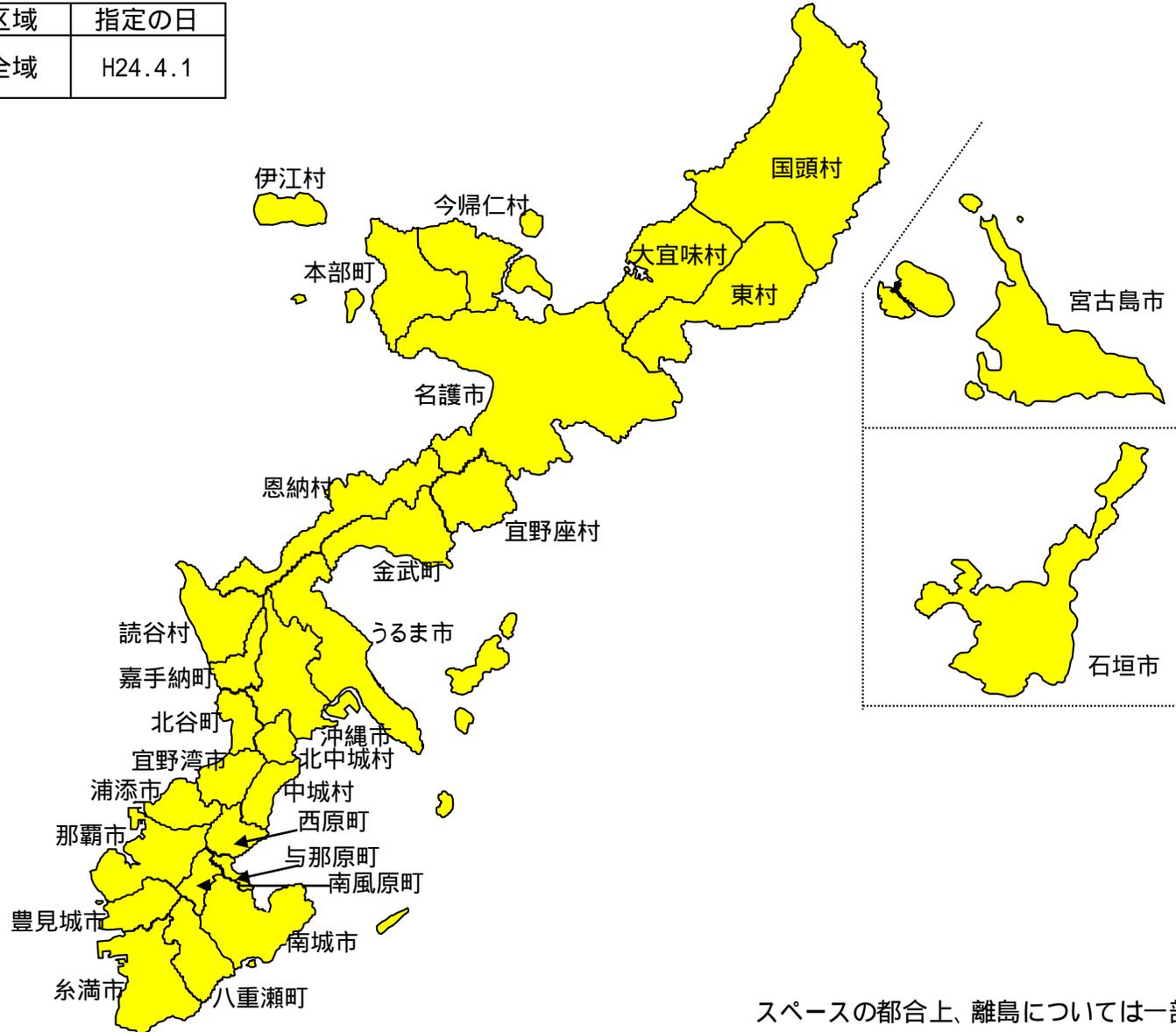
製造業、こん包業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業、

エンジニアリング業、機械設計業、自然科学研究所、

商品検査業、計量証明業、研究開発支援検査分析業 等

産業高度化・事業革新促進地域の区域

地域	対象区域	指定の日
産業高度化・事業革新促進地域	県内全域	H24.4.1



国際物流拠点産業の振興 ～ 国際物流拠点産業集積地域 ～

沖縄の物流環境

- 目覚ましい発展を遂げるアジアとの地理的近接性(飛行機で4時間以内の距離にソウル、上海、香港、マニラなどアジアの主要都市)
- アジア及び国内の各都市を結ぶ那覇空港の国際航空貨物ハブ
- 那覇空港は国内では数少ない24時間空港
- 那覇空港滑走路増設事業に着工(H31年度末に供用開始予定)
- 那覇空港と那覇港の近接(約10分)



目指す姿

高付加価値型のものづくり企業や新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業の集積

国際物流産業集積地域

所得控除制度(40%控除)

【条件】 特区内に本店又は主たる事務所を有する企業
 対象地域のH26.6.18以後(注)に特区内で設立され、10年以内の企業
 特区内で専ら特定事業を営むこと
 常時使用従業員が15人以上であること
 特区外事業所では、一定の業務以外の業務を行わず、
 従業員数が常時使用従業員数の20%以下又は5人以下であること
 県知事が対象法人を認定

注:H26.6.17以前に特区に指定された区域について一部例外あり。

対象事業

所得控除、投資税額控除、特別償却	投資税額控除、特別償却
製造業、こん包業、倉庫業、特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業、航空機整備業	卸売業、道路貨物運送業、不動産賃貸業(一定規模の貸倉庫)、左記特定国際物流拠点事業

投資税額控除(機械装置15%、工場用の建物等8%) 特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置:100万円超 (建物等は1,000万円超)

特別償却(機械装置50%、工場用の建物等25%) 特区内の投資が対象。限度額あり。

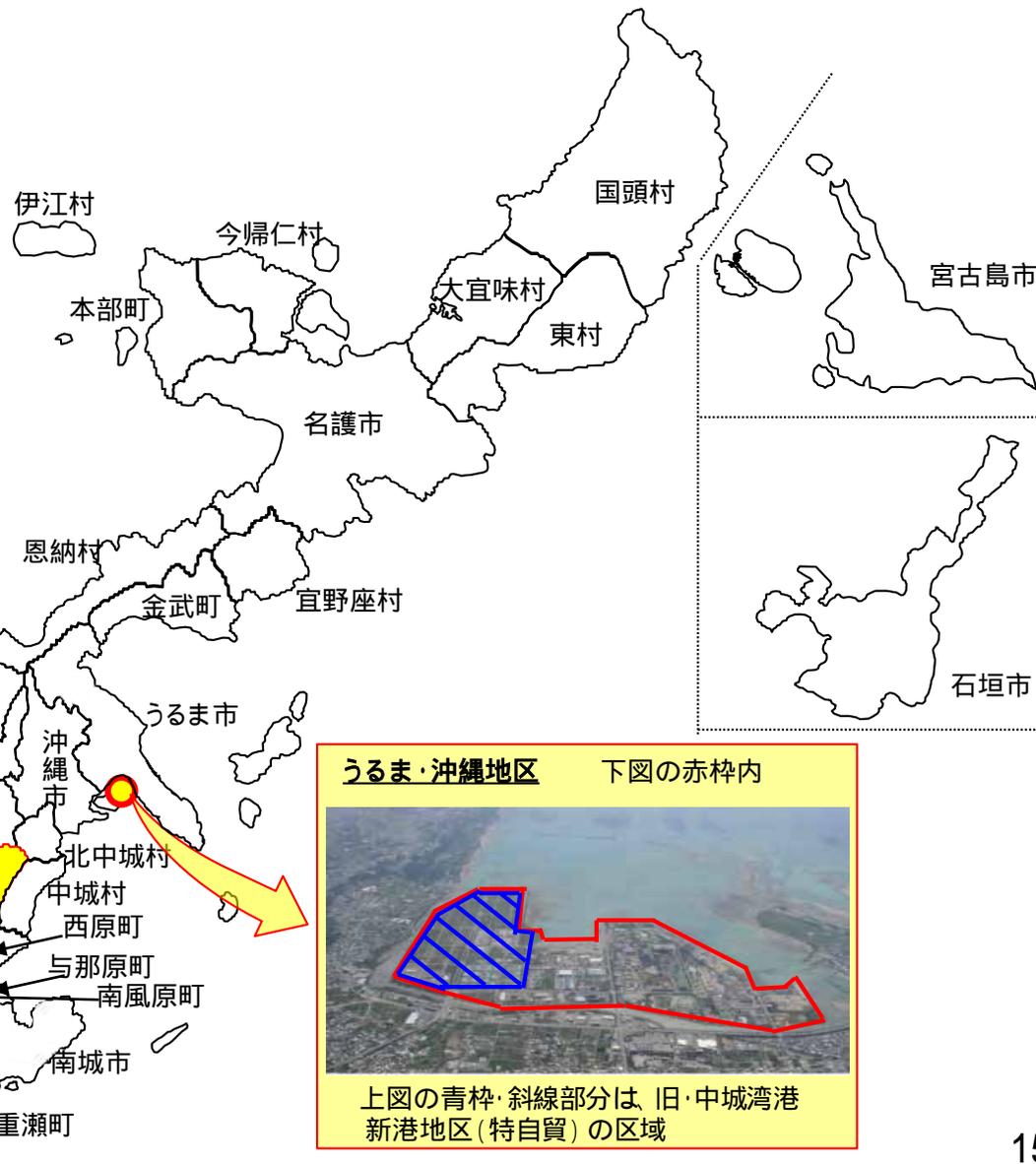
下限取得価額 機械装置:100万円超 (建物等は1,000万円超) < 、 、 は選択制 >

そのほか事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除、保税地域の許可手数料の軽減等

各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。

国際物流拠点産業集積地域の区域

対象地域	
旧 (~H26.6.17)	新 (H26.6.18 ~)
那覇地区	那覇市 宜野湾・浦添・豊見城・ 糸満地区
那覇空港地区	
那覇港地区	
-	
-	
-	浦添市
-	豊見城市
-	宜野湾市
-	糸満市
中城湾港新港地区(旧特自貿)	うるま・沖縄地区



(参考)
旧: 那覇地区・那覇空港地区・那覇港地区

旧3地区の区域(上図青枠内)は、新たに指定された那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区の区域に内包されている。

那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区

沖縄の経済金融を活性化 ~ 経済金融活性化特区 ~

目指す姿

従来の金融特区を抜本的に改組し、沖縄における経済金融の活性化を図るための多様な産業の集積を促進し、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を車の両輪として、沖縄の経済金融を活性化

経済金融活性化特区

- 地区；名護市（H26.4.10指定）
- 対象産業；金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業等（別紙参照）
- 優遇措置 < 、 、 は選択制 >

所得控除制度（40%控除）

- 【条件】 (1)特区内に本店又は主たる事務所を有する法人
(2)H26.4.10以後に特区内で設立され、10年以内の法人
(3)特区内で常時使用する地元従業員が5人以上
特区内での雇用が増加するほど税制メリット大
(所得控除額 = 所得金額 × 40% × 特区内従業員数 / 全従業員数)
県知事が対象法人を認定

投資税額控除（機械装置・器具備品15%、建物等8%） 特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置・器具備品：100万円超（建物等は1,000万円超）

特別償却（機械装置・器具備品50%、建物等25%） 特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置・器具備品：100万円超（建物等は1,000万円超）

エンジェル税制

県知事の指定を受けた中小企業の株式取得が対象。本特区版は要件が大幅緩和：設立後3年→10年、赤字要件無し等

そのほか、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税の特例

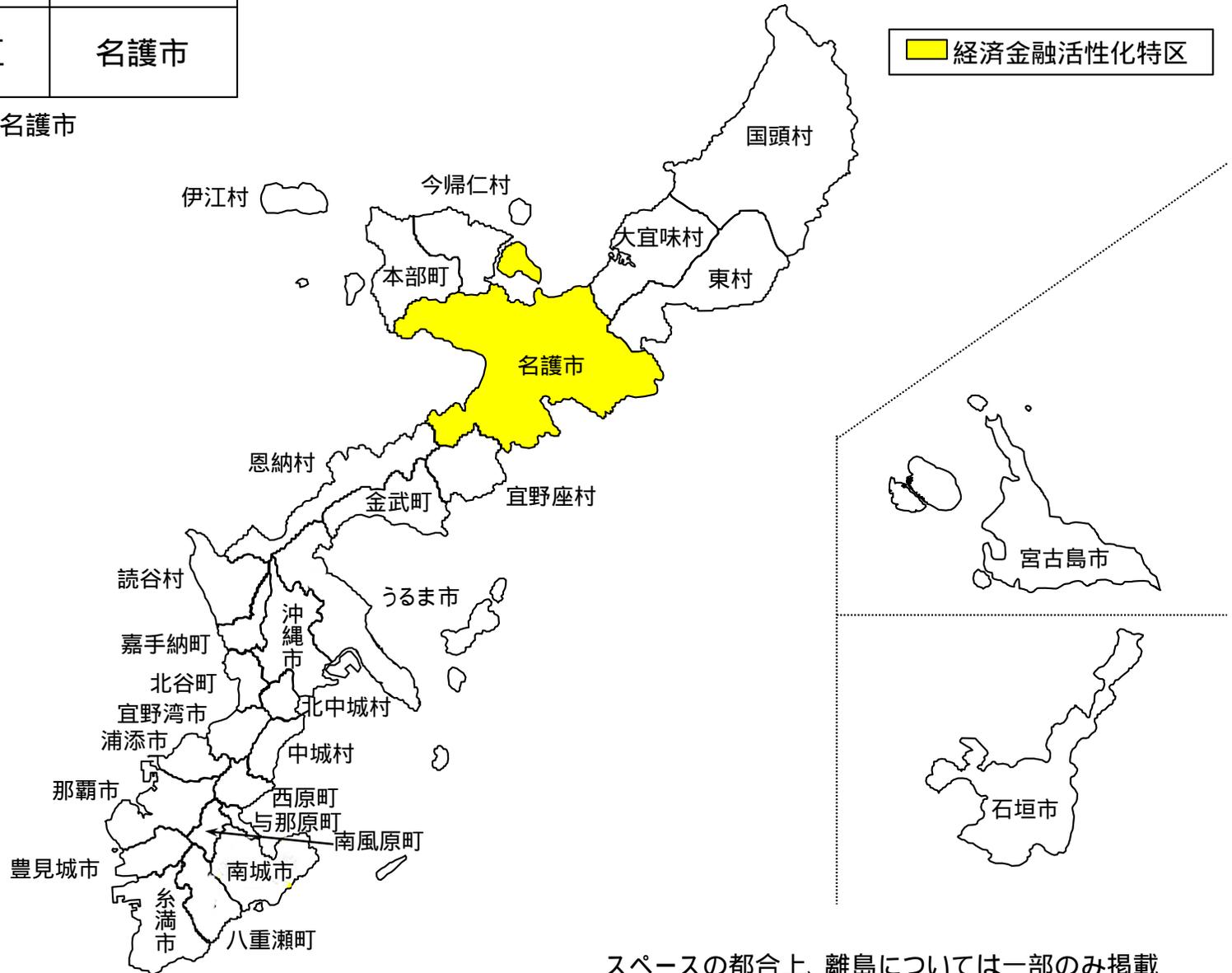
各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。



経済金融活性化特区の区域

特区	対象区域
経済金融活性化特区	名護市

旧金融特区の対象地域も名護市



経済金融活性化特区の対象事業

金融関連産業

- (ア) 銀行業、無尽業、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行の行う事業
- (イ) 農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会の事業
- (ウ) 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会の行う信用事業・共済事業
- (エ) 貸金業、クレジットカード業若しくは割賦金融業、住宅専門金融業又は証券金融業
- (オ) 金融商品取引業又は確定拠出年金運営管理業
- (カ) 信託業又は信託契約代理業
- (キ) 短資業又は金融商品取引所の行う事業
- (ク) 生命保険業、損害保険業、保険媒介業又は保険代理業
- (ケ) 金融業に付随する業務を行う事業 コールセンター等のBPO業務

農業・水産養殖業

- (ア) 農業
- (イ) 水産養殖業

情報通信関連産業

- (ア) 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業
- (イ) 電気通信業
- (ウ) 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業
- (エ) 放送業(有線放送業を含む。)
- (オ) ソフトウェア業
- (カ) 情報処理・提供サービス業 データベースサービス業等
- (キ) インターネット付随サービス業 ネットショッピングサイト運営業等
- (ク) 情報通信技術利用事業 コールセンター、BPOセンター等

観光関連産業

- (ア) 宿泊業
- (イ) 娯楽業(競輪・競馬等の競走場、競技団及びこれらに付帯するサービス業を除く。)

製造業等

- (ア) 製造業
- (イ) 自然科学研究所
- (ウ) 法律事務所、特許事務所
- (エ) 公認会計士事務所、税理士事務所
- (オ) 経営コンサルタント

上述の対象事業を営む法人であっても、併せて 風俗営業、 性風俗関連特殊営業、 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業のいずれかを営んでいる法人は対象外。

離島の旅館業の税制の特例措置

背景・必要性

離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから、若年層の島外流出や住民の高齢化等が進行。定住条件の改善を図るため、産業活動の活性化、雇用の場の創出等が必要。
東西1,000キロ、南北400キロの広大な海域に、160の島が点在。

措置の概要

離島の地域内において、事業者が旅館業の用に供する設備を新設又は増設
建物及びその附属設備（取得価格1,000万円超）についての特別償却制度（所得税・法人税）8%
事業税・不動産取得税・固定資産税 減免



期待される効果

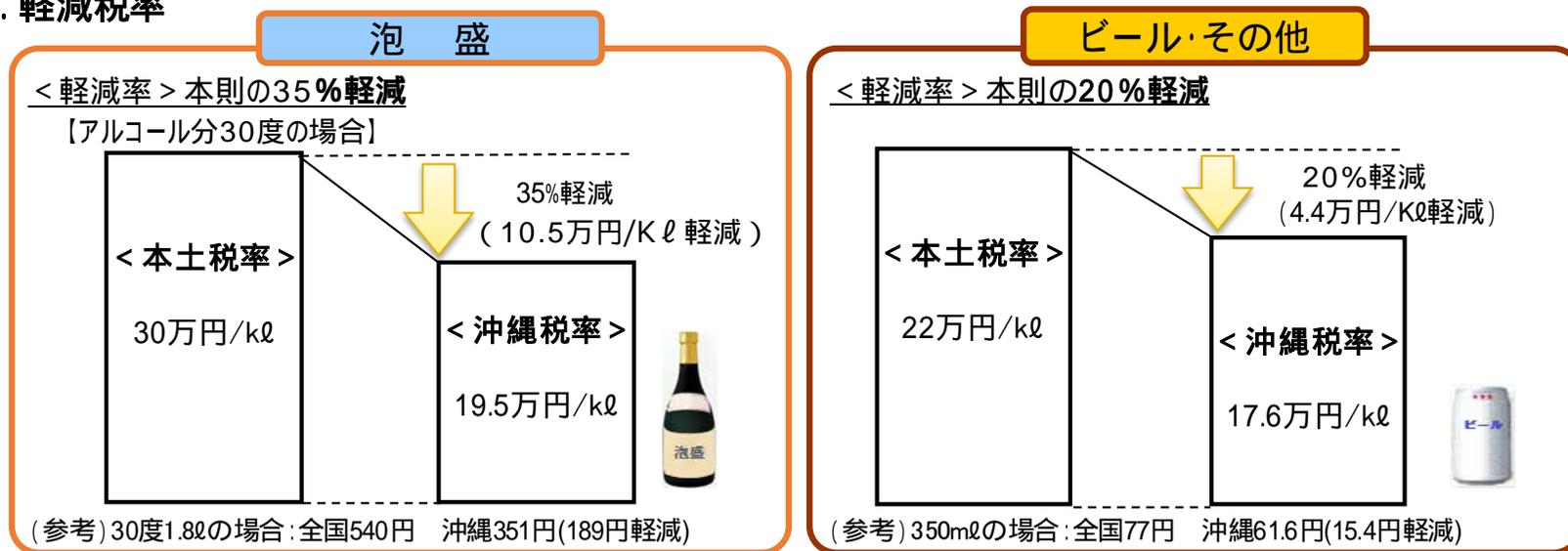
観光・リゾートホテル等の宿泊施設の立地促進（受入体制の強化）
就業機会の確保と所得の向上
観光・リゾート産業と連携した関連産業の振興

沖縄県産酒類の酒税の軽減措置

1. 概要

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律等に基づき、復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が、県内にある製造場で製造し、県内に出荷する酒類について、酒税を軽減
適用期限（現行）平成31年5月14日まで（要望結果）平成33年5月14日まで（2年間延長）

2. 軽減税率



3. 軽減実績

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
酒税軽減措置額	3,305	3,125	3,116	3,036	2,910

(単位:百万円)